

制限措置(本庁のうち日本海に係るもの)

No	漁業名	制限措置:第11条					第14条 第1項第1号	第14条 第1項第4号	
		漁業種類	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	継続	承継
1	いか釣り	小型いか釣り		定めなし	山口県外海	4月1日から翌年3月31日まで	山口県の日本海側に漁業根拠地を有する者	○	○
2	いか釣り	小型いか釣り (県外船)		定めなし	山口県外海	4月1日から翌年3月31日まで	自県もしくは根拠地県において同種漁業の許可を現に有する者、もしくは前年度有していた者		○
3	小型機船 底びき網	手繰第一種 (小手繰網)		670キロワット (160馬力)以下	山口県外海	8月1日から翌年5月31日まで	山口県の日本海側に漁業根拠地を有する者のうち、No.4、No.5、No.6、No.7の許可を有しない者	○	○
4	小型機船 底びき網	手繰第二種 (えびこぎ網)	5トン未満	48キロワット(15馬力)以下	別記1	4月17日から翌年4月16日まで	山口県の日本海側に漁業根拠地を有する者のうち、No.3、No.5、No.6、No.7の許可を有しない者	○	○
5	小型機船 底びき網	手繰第二種 (えびこぎ網)	5トン未満	48キロワット(15馬力)以下	別記2	4月17日から翌年4月16日まで	山口県の日本海側に漁業根拠地を有する者のうち、No.3、No.4、No.6、No.7の許可を有しない者	○	○
6	小型機船 底びき網	手繰第二種 (えびこぎ網)	5トン未満	48キロワット(15馬力)以下	別記3	7月27日から翌年7月26日まで	山口県の日本海側に漁業根拠地を有する者のうち、No.3、No.4、No.5、No.7の許可を有しない者	○	○
7	小型機船 底びき網	手繰第二種(えびこぎ網)	5トン未満	48キロワット(15馬力)以下	別記4	4月17日から翌年4月16日まで	山口県の日本海側に漁業根拠地を有する者のうち、No.3、No.4、No.5、No.6の許可を有しない者	○	○
8	中型まき網	いわし、あじ、さばの採捕を目的とする一そうまき網	20トン未満	定めなし	山口県外海	3月16日から12月15日まで	山口県の日本海側に漁業根拠地を有する者のうち、小型まき網の許可を有しない者	○	○